

## 公の施設の指定管理者監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により指定管理者が行う公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行で当該施設の管理に係るものについて監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により公表する。

令和5年2月10日

見附市監査委員 依田志郎

同 重信元子

- 1 監査の対象 株式会社本久の令和3年度の「見附市コミュニティ銭湯」管理に係る出納その他の事務
- 2 監査の期間 令和4年12月23日から令和5年1月23日まで
- 3 監査の着眼点
  - ・法令に適しているか
  - ・財務事務が正確に行われているか
  - ・最少の経費で最大の効果を挙げているか
  - ・目的に沿って行われているか
- 4 監査の実施内容 あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿等に基づき、関係者の説明を求め、見附市監査基準に準拠し、関係諸帳簿類の照査を行い実施した。
- 5 監査の結果 上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、目的に沿って行われていることが認められた。